

亀山市公告第70号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、令和2年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和元年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

椿世町字山田、阿野田町字上野垣戸、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、和賀町、川合町字照田、川合町字内戸、川合町字山田、川合町字北中の山、川合町字長妻、みずほ台、田村町字大野、田村町字東山、太森町字大野、川崎町字瀬違、川崎町字金垣内、川崎町字下川原、能褒野町字能褒野、能褒野町字大野、布気町字道野、布気町字大岨、布気町字牛櫃、布気町字垣戸部、太岡寺町字野田口のうち公共下水道が使用できる区域